

佐賀市建築物耐震改修促進計画【要約版】

はじめに（P 1～4）

（1）計画策定の背景と目的

近年の大規模地震の発生、耐震改修促進法の改正内容等を踏まえ、これまで以上に建築物の耐震化を促進し、人的・経済的被害を軽減することを目的として、平成20年9月に策定した「佐賀市建築物耐震改修促進計画」を見直すものである。

『耐震改修促進法（平成25年5月）の改正のポイント』

○耐震診断の義務付け・結果の公表

【要緊急安全確認大規模建築物】

- ・不特定多数の者又は避難行動要支援者が利用する建築物のうち大規模なもの
- ・一定量以上の危険物を取り扱う貯蔵場、処理場のうち大規模なもの

【要安全確認計画記載建築物】

- ・都道府県又は市町村が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物
- ・都道府県が指定する庁舎、避難所等の防災拠点建築物

（2）計画の位置付け

本計画は、「耐震改修促進法」及び「国の基本方針」並びに「佐賀県耐震改修促進計画」を踏まえ、佐賀市における建築物の耐震化の目標及び施策を定め、耐震化を促進するための基本的な考え方を示すものである。

（2018年） （2025年）

（3）計画の期間と対象建築物

平成30年度から平成37年度までの8年間

第1章 想定される地震規模と被害の状況（P 5～12）

（1）佐賀市における地震特性

佐賀市においては、「佐賀平野北縁断層帯」が市域を横断しており、近年発生した平成28年熊本地震の本震の際は、最大で震度5強が観測されている。

建物被害		人的被害	
全壊・焼失棟数		死者数	負傷者
約34,000棟	全壊・焼失率26%	約2,900人	約8,100人

（2）地震による被害の想定

佐賀平野北縁断層帯（M7.5）の佐賀市内における被害想定

第3章 耐震化の基本方針（P 24～33）

（1）市民の暮らしを守るための取組

生活の基盤である「住宅」の耐震化を促進し、被害の軽減を目指す。

【重点的に取り組むもの】：『住宅』

（2）市民の生活を守るための取組

市民の安心・安全確保のため、「沿道建築物」「多数の者が利用する建築物」「防災上重要な施設」の耐震化を促進する。

【重点的に取り組むもの】：『避難路沿道建築物』『大規模建築物』『防災拠点建築物』

○避難路沿道建築物について

建築物が地震によって倒壊した場合、佐賀市の区域における多数の者の円滑な避難が困難となることを防止するため、避難、救急、救助活動等の観点から、耐震改修促進法第6条第3項第1号の規定に基づく避難路を指定する。 【市指定路線一覧表】

路線名	区間	
	起点	終点
市道東高木線	佐賀北警察署前交差点	ほほみ館入口交差点
市道三溝線	佐賀市駅前中央一丁目13	佐賀市神野東三丁目1
主要地方道佐賀停車場線	佐賀駅南口交差点	郵便局前交差点
主要地方道佐賀川副線	片田江交差点	大崎交差点

耐震診断結果の報告期限
平成34年12月末
(2022年)

第2章 耐震化の現状と目標（P 13～23）

国の基本方針及び佐賀県耐震改修促進計画に基づき、それぞれ目標を設定する。

種 類	耐震化率			耐震性無しの 解消が必要な 建物数
	平成29年度末 (2017年)【現状】	平成32年度末 (2020年)【目標】	平成37年度末 (2025年)【目標】	
市民の暮らしを守るための取組	住宅	81.5%	90%	おおむね解消 13,976戸 (施策の実施によるもの)
市民の生活を守るための取組	多数の者が利用する建築物	88.7%	95%	おおむね解消 109棟
	防災上重要な施設	93.2%	95%	100% 22棟
	沿道建築物	-	-	おおむね解消 約160棟

(参考：国が掲げる目標)

区分	平成32年度	平成37年度
住宅	95%	おおむね解消
多数の者が利用する建築物	95%	-

(参考：県が掲げる目標)

区分	平成32年度	平成37年度
住宅	90%	おおむね解消
多数の者が利用する建築物	95%	おおむね解消
防災上重要な施設	95%	100%
沿道建築物	-	おおむね解消

第4章 耐震化を促進するための総合的な取組（P 34～51）

- 耐震化の促進に関する普及・啓発
 - セミナー開催、パンフレット・インターネット活用等による広報活動の充実
 - 地震ハザード情報の提供による意識啓発
 - 耐震改修と合わせた一体的なりフォームの促進
 - 空家対策と連携した住宅の耐震化率の向上
 - 耐震改修の円滑化のための新制度の活用
- 耐震化の促進に関する環境整備
 - 相談体制の充実
 - 関係団体と連携した耐震診断・耐震改修の促進
 - 耐震改修に関わる人材の育成・確保
- 耐震化の促進に関する支援
 - 税制・融資等の優遇措置の活用
 - 耐震診断・耐震改修に関わる補助制度の活用
- 適切な指導等の実施
 - 耐震改修促進法に基づく指導
 - 建築基準法に基づく指導
- 市有建築物の耐震化の促進
 - 市有施設の耐震化の促進
- 地震時の総合的な安全対策
 - 天井の落下防止対策
 - 窓ガラス、内外装等の非構造部材の安全対策
 - ブロック塀倒壊防止 他
 - エレベーター・エスカレーターの安全対策
 - その他建築設備等の安全対策
 - 横断的な取組による安全対策
 - その他

第5章 計画の実現に向けて（P 52～53）

- 計画を推進していくための体制整備

佐賀市では、国の基本方針及び佐賀県耐震改修促進計画を踏まえ策定した本計画に基づいて、建築物の耐震化に向けた施策を主体的かつ計画的に推進する。

計画の推進にあたっては、市民、国、佐賀県、関係団体の役割及び責任を明確にしたうえで、相互に連携を図りながら耐震化を促進する。
- 計画の進行管理

耐震化の目標に向けて、関係主体の役割分担のもと、計画の進行管理を行う。また、PDCAサイクルに基づく計画の進行管理を実現するとともに、施策実施の状況の点検等を踏まえ、適宜計画の見直しを行う。

【佐賀市指定路線図】

